

## 別記28 IMDGコードに規定されているタンクの諸元及び適応する危険物について

### 1 経緯

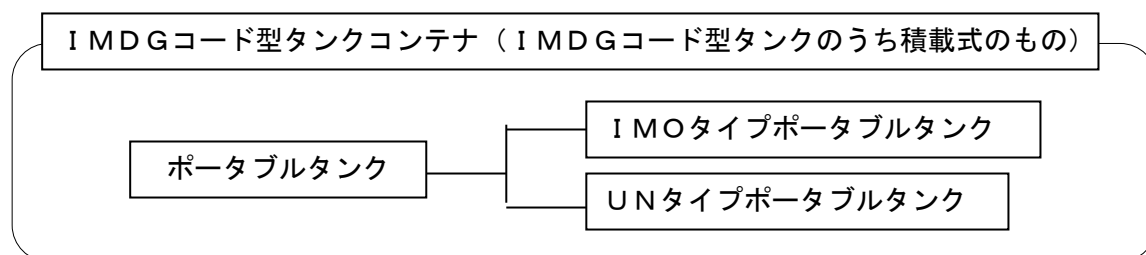
IMDGコード\*に定められた基準に適合するUNポータブルタンクは、消防法の危政令第15条第5項により基準の特例が定められており、移動タンク貯蔵所として国内での運用が可能となっている。

しかし、IMDGコードに定められた基準に適合しない仕様のUNポータブルタンクが、許可を受けて移動タンク貯蔵所として運用されている実態が見受けられることから、日本危険物コンテナ協会 (<http://www.kikenbutsu.org/>) からの要望を受け、本通知が発出された。

※ IMDGコードとは、国際海上危険物規則 (International Maritime Dangerous Goods Code) の略称である。

国際連合 (United Nations。以下「UN」という。) の下部組織である、国際海事機関 (International Maritime Organization。以下「IMO」という。) が定める危険物についての海上運送基準で、このIMDGコードは各国において適用されており、現在、日本では「危険物船舶運送及び貯蔵規則」「船舶による危険物の運送基準を定める告示」(次項参照)として適用法規となっている。

### 2 ポータブルタンクの分類



IMDGコードの旧分類方法 (タンクのデザイン及び安全弁等の仕様) に基づき製造されたポータブルタンクは「IMOタイプポータブルタンク」と呼ばれ、2002年12月迄製造が認められていた。

しかし、IMDGコードの改訂により、2003年1月からは全てのポータブルタンクはポータブルタンクインストラクション (IMDGコード4.2.5) による分類方法で型式承認・製造されている。これらは「UNポータブルタンク」と呼ばれている。

ポータブルタンクインストラクションによる分類では、輸送される製品 (国連番号、UNNo.) それぞれにタンクインストラクションコード (Tコード) が割り当てられ、積載品の輸送に合わせたタンクの仕様による分類となっている。

つまり、ある製品がポータブルタンクで輸送される際に必要とされる缶体の板厚、安全弁の設定、破裂版の有無、下部排出弁の仕様等によりそれぞれの製品に次頁のTコードが割り当てられ、積載製品の輸送に必要なとされる仕様のポータブルタンクがその製品の輸送に選択される。

船舶による危険物の運送基準を定める告示

【別表第1備考6(4)ポータブルタンクの欄に掲げる記号(抜粋)】

(i) IMOタンク及びUNタンクの欄に掲げる記号の意義は、以下のとおりとする。

T1からT22				
タンクの記号	最小試験圧力 (MPa)	タンク外板の最小板厚 (基準鋼)	圧力安全装置の種類	底部開口
T1	0.15	—	N	A
T2	0.15	—	N	B
T3	0.265	—	N	A
T4	0.265	—	N	B
T5	0.265	—	NF	C
T6	0.4	—	N	A
T7	0.4	—	N	B
T8	0.4	—	N	C
T9	0.4	6mm	N	C
T10	0.4	6mm	NF	C
T11	0.6	—	N	B
T12	0.6	—	NF	B
T13	0.6	6 mm	N	C
T14	0.6	6 mm	NF	C
T15	1	—	N	B
T16	1	—	NF	B
T17	1	6mm	N	B
T18	1	6mm	NF	B
T19	1	6mm	NF	C
T20	1	8mm	NF	C
T21	1	10mm	N	C
T22	1	10mm	NF	C

(ii) (i) の表の各欄にあつては、次に定めるとおりとする。

- 1) 「T1からT22」の表中において、タンク外板の最少板厚の欄が「—」の最少板厚は、次に定めるとおりとする。
  - ①直径1.8m以下のポータブルタンクについては、5mmとする。
  - ②直径1.8mを超えるポータブルタンクについては、6mmとする。ただし、容器等級がII又はIIIの粉状又は粒状固体物質のものを収納するポータブルタンクについては、5mmとすることができる。
- 2) 「T1からT22」の表中において、圧力安全装置の種類欄は、次に定めるとおりとする。
  - ①「N」は、容器又は区画室に取り付けられている圧力安全装置の種類がばね式圧力安全弁
  - ②「NF」は、容器又は区画室に取り付けられている圧力安全装置の種類が破裂板を直列に設けたばね式圧力安全弁
- 3) 「T1からT22」の表中において、底部開口の欄は、次に定めるとおりとする。
  - ①「A」は、底部開口が設けられているポータブルタンクを示す。IMOタンク及びUNタンクの欄に掲げる記号がT1からT22までのポータブルタンクにあつては、底部開口には互いに独立な二重の閉鎖装置を有していなければならない。
  - ②「B」は、互いに独立な三重の閉鎖装置を有する底部開口が設けられているポータブルタンクを示す。

③「C」は、底部開口が設けられていないポータブルタンクを示す。

(iii) 次の表の第1欄のポータブルタンクに代えて、第2欄のポータブルタンクを用いることができる。

タンク記号	左のタンクに代えて用いることができるタンク
T1	T2, T3, T4, T5, T6, T7, T8, T9, T10, T11, T12, T13, T14, T15, T16, T17, T18, T19, T20, T21, T22
T2	T4, T5, T7, T8, T9, T10, T11, T12, T13, T14, T15, T16, T17, T18, T19, T20, T21, T22
T3	T4, T5, T6, T7, T8, T9, T10, T11, T12, T13, T14, T15, T16, T17, T18, T19, T20, T21, T22
T4	T5, T7, T8, T9, T10, T11, T12, T13, T14, T15, T16, T17, T18, T19, T20, T21, T22
T5	T10, T14, T19, T20, T22
T6	T7, T8, T9, T10, T11, T12, T13, T14, T15, T16, T17, T18, T19, T20, T21, T22
T7	T8, T9, T10, T11, T12, T13, T14, T15, T16, T17, T18, T19, T20, T21, T22
T8	T9, T10, T13, T14, T19, T20, T21, T22
T9	T10, T13, T14, T19, T20, T21, T22
T10	T14, T19, T20, T22
T11	T12, T13, T14, T15, T16, T17, T18, T19, T20, T21, T22
T12	T14, T16, T18, T19, T20, T22
T13	T14, T19, T20, T21, T22
T14	T19, T20, T22
T15	T16, T17, T18, T19, T20, T21, T22
T16	T18, T19, T20, T22
T17	T18, T19, T20, T21, T22
T18	T19, T20, T22
T19	T20, T22
T20	T22
T21	T22

#### 参 考

- T1-T22 : IMDG コードのクラス 3 から 9 の液体・固体製品用タンク
- T23 : IMDG コードのクラス 4.1 及びクラス 5.2 の有機過酸化物で、次の8つ  
UN No. 3109/3110/3119/ 3120/3229/3230/3239/3240 の輸送に限られる
- T50 : 液化ガス用タンク
- T75 : 深冷液化ガス用タンク

### 3 運用上の留意事項

#### (1) 申請時の確認方法について

- ①申請された危険物の品名を「船舶による危険物の運送基準等を定める告示 別表第1」に掲げる品名欄で確認する（図1参照）。
- ②品名ごとに規定されているTコードを確認し、ポータブルタンクの許可書に記載されているTコードと照合する（図1及び図2参照）。

#### (2) 品名を別表にて確認する方法は、次のいずれかの方法により確認することができる。

- 申請者に国連番号（UNNo.）を確認させる。
- 製品安全データシート（MSDS）の「輸送上の注意」欄で確認する。

#### (3) 旧分類方法の「IMOタイプ」と記載された許可書が添付された場合について

- 2年半ごとにポータブルタンクの定期検査を実施する必要があり、IMOタイプのポータブルタンクは定期検査後、UNポータブルタンクのTコードに変更される。
- よって、最新の許可書を添付するよう指示すること。

別表第1（第2条、第3条、第7条、第7条の2、第10条、第13条の2、第14条の2、第14条の3、第14条の4、第15条、第15条の2、第16条、第16条の8の2、第17条、第17条の2、第18条の3、第19条、第20条の3、第21条の2、第24条関係）

国連番号	品名		分類	項目	等級	隔離区分	劇毒性等級	少量危険物の貯蔵容量又は貯蔵質量	微量危険物の貯蔵容量又は貯蔵質量	容器及び包装										特別規定	積載方法	隔離	備考
	日本語名	英語名								小型容器又は中型容器		大型容器		IBC容器		ポータブルタンク							
										容器	追加規定	容器	追加規定	容器	追加規定	容器	追加規定	TMOタンク	UNタンク				
1190	メチルメチルケトン [2-ブタン]	ETHYL METHYL KETONE (METHYL ETHYL KETONE)	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	-	T4	TP1	-	B	-	-
1191	亜硝酸エチル [アルコール溶液]	ETHYL NITRITE SOLUTION	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P009	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-
1195	プロピオン酸エチル	ETHYL PROPIONATE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T1	T4	TP1	-	B	-	-
1196	エチルトリクロロシラン	ETHYLTRICHLOROSILANE	引火性液体類	-	3	-	8	II	-	E2	P010	-	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP7 TP13	-	B	-	-
1197	抽出香料液 [薫香料]	EXTRACTS, FLAVOURING, LIQUID	引火性液体類	-	3	-	-	II	5L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T1	T4	TP1 TP8	-	B	-	-
1197	抽出香料液 [薫香料]	EXTRACTS, FLAVOURING, LIQUID	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T1	T2	TP1	-	A	-	SP223
1198	ホルムアルデヒド [水溶液] [ホルマリン] [ギ酸アルデヒド]	FORMALDEHYDE SOLUTION, FLAMMABLE	引火性液体類	-	3	-	8	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	-	T4	TP1	-	A	-	-
1199	フルアルデヒド類	FURALDEHYDES	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	T7	TP2	-	A	-	-
1201	フーゼル油	FUSEL OIL	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T1	T4	TP1	-	B	-	-
1201	フーゼル油	FUSEL OIL	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T1	T2	TP1	-	A	-	SP223
1202	軽油又は重油	GAS OIL or DIESEL FUEL or HEATING OIL, LIGHT	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T1	T2	TP1	-	A	-	-
1203	ガソリン [モータースピリット] [ペトロール]	MOTOR SPIRIT or GASOLINE or PETROL	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	-	T4	TP1	-	E	-	SP243
1993	その他の引火性液体 (他の危険性を有しないもの)	FLAMMABLE LIQUID, N.O.S.	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	E3	P001	-	-	-	-	-	T4	T11	TP1 TP27	-	E	-	SP274
1993	その他の引火性液体 (他の危険性を有しないもの)	FLAMMABLE LIQUID, N.O.S.	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	T7	TP1 TP8 TP28	-	B	-	SP274
1993	その他の引火性液体 (他の危険性を有しないもの)	FLAMMABLE LIQUID, N.O.S.	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T1	T4	TP1 TP29	-	A	-	SP223 SP274
3094	鉄カルボニル [ペンタカルボニル]	IRON PENTACARBONYL	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	-	T22	TP2 TP13	-	D	-	-

【図1 船舶による危険物の運送基準等を定める告示 別表第1（抜粋）】

【図1 解説】

- 国連番号 1196 のエチルトリクロロシランを貯蔵できるポータブルタンクは T10 となる。
- また、「船舶による危険物の運送基準を定める告示 別表第 1 備考 6(4)iii」により、T14,T19,T20,T22 でも貯蔵できる。

